

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（電子情報処理組織による申請等）<br/>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）<u>第二条第五項</u>に規定する申請等を除く。）を行う者は、<u>第一項の規定により入力する事項</u>についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>4・5（略）</p> | <p>（電子情報処理組織による申請等）<br/>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）<u>第二条第七項</u>に規定する申請等を除く。）を行う者は、<u>第一項の規定により入力する事項</u>についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>4・5（略）</p> |

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 (略)

2 (略)

3 行政機関等が、前二項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第三項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条第四項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定する処分通知等を除く。)を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 5 6 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 (略)

2 (略)

3 行政機関等が、前二項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第三項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条第四項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項に規定する処分通知等を除く。)を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 5 6 (略)